

FAQ3 特別徴収税額の決定・変更通知書について

Q3-1

特別徴収税額の決定通知書が届きました。それぞれの通知書はどのようなものですか？

A

給与所得者に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(特徴義務者用)
特別徴収義務者宛ての通知です。
従業員ごとの特別徴収税額を記載していますので、必ずご確認ください。
この通知に基づいて、給与から税額を差引きしてください。

給与所得者に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)
従業員宛ての通知です。
開封せずに、ご本人に必ずお渡しください。

納入書綴り

特別徴収税額を納入するときに使用していただく納入書の綴りです。
各月分の納入金額はあらかじめ印字していますので、変更がない場合は、そのまま使用してください。各月分の納期限も印字していますので、確認のうえ納入してください。

Q3-2

特別徴収税額の変更通知書が届きました。どのような場合に変更通知が届くのですか？

A 特別徴収となっている従業員の市民税・県民税・森林環境税について、以下の変更があった場合には、特別徴収税額の変更通知書をお送りしています。

- ・ 徴収方法(特別徴収・普通徴収)に変更があった場合
- ・ 特別徴収税額に変更があった場合
- ・ 特別徴収税額に変更はないが、所得金額や所得控除額等に変更があった場合

退職による異動届や特別徴収への切替申請書の提出により徴収方法が変更になった方のほか、申告等の課税資料により税額が変更になった方の分も通知しています。必ずご確認ください、給与からの差引きは、変更後の税額で行ってください。

納税義務者用の通知書も送付されている場合は、開封せずに、ご本人に必ずお渡してください。

※納入書について

納入金額に変更があった場合でも、変更後の納入書はお送りしていません。印字されている金額を訂正して使用してください。

書き損じの場合は、納入金額を印字していない納入書が綴りの後ろのページにありますので、使用してください。

Q3-3

従業員から納税義務者用の通知書の内容について、質問がありました。

従業員に代わって事業主や事業所の給与事務担当者が問い合わせして答えてもらうことはできますか？

A 市民税・県民税・森林環境税の制度や計算方法などについてはお答えできますが、個人の所得や控除の内訳など課税明細について、お伝えすることはできません。従業員ご本人から市に直接お問い合わせくださるようご案内ください。

(注)電話での問い合わせについて、ご本人からの問い合わせであっても、内容によっては電話でお答えできない場合があります。その場合は、本人確認書類をお持ちになって窓口にお越しいただくこととなります。